第四条の五第一項第三号イ(2)の被保険者の数	附則第四条第一項の規定により読み替えられた算定政令第四条の五第一項第三号イ(2)の一般被保険者の数
第四条の五第一項第一号ロ(1)の被保険者の数	附則第四条第一項の規定により読み替えられた算定政令第四条の五第一項第一号ロ(1)の一般被保険者の数
第四条の五第一項第一号ロ(2)の被保険者の数	附則第四条第一項の規定により読み替えられた算定政令第四条の五第一項第一号ロ(2)の一般被保険者の数
第四条の五第一項第一号ロ(3)の被保険者の数	附則第四条第一項の規定により読み替えられた算定政令第四条の五第一項第一号ロ(3)の一般被保険者の数
第四条の五第一項第三号ロ(1)の被保険者の数	附則第四条第一項の規定により読み替えられた算定政令第四条の五第一項第三号ロ(1)の被保険者の数
第四条の五第一項第三号ロ(2)の被保険者の数	附則第四条第一項の規定により読み替えられた算定政令第四条の五第一項第三号ロ(2)の被保険者の数
第四条の五第一項第三号ロ(3)の被保険者の数	附則第四条第一項の規定により読み替えられた算定政令第四条の五第一項第三号ロ(3)の被保険者の数
（略）	（略）

（病床転換支援金等を納付する組合の事務費負担金及び療養給付費等補助金の特例）

第四条　令和六年三月三十一日までの間、第二条、第七条、第七条の四から第七条の九まで、第十三条及び第十四条の規定を適用する場合においては、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

（表略）

（病床転換支援金等を納付する都道府県に係る算定政令第二条第五項及び第六項の厚生労働省令で定める算定方法の特例）

第四条の二　令和六年三月三十一日までの間、都道府県（退職被保険者等所属都道府県を除く。）について、第六条の二を適用する場合においては、同条第一号ロ(2)中「後期高齢者支援金」とあるのは「後期高齢者支援金及び高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金」とする。

２　令和六年三月三十一日までの間、退職被保険者等所属都道府県について、附則第三条の規定により読み替えられた第六条の二を適用する場合においては、同条第一号ロ(2)中「後期高齢者支援金」とあるのは「後期高齢者支援金及び高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金」とする。

第六条の五の表の下欄	
（略）	（略）

第四条の四第一項第三号イ(2)の被保険者の数	附則第四条第一項の規定により読み替えられた算定政令第四条の四第一項第三号イ(2)の一般被保険者の数
第四条の四第一項第一号ロ(1)の被保険者の数	附則第四条第一項の規定により読み替えられた算定政令第四条の四第一項第一号ロ(1)の一般被保険者の数
第四条の四第一項第一号ロ(2)の被保険者の数	附則第四条第一項の規定により読み替えられた算定政令第四条の四第一項第一号ロ(2)の一般被保険者の数
第四条の四第一項第一号ロ(3)の被保険者の数	附則第四条第一項の規定により読み替えられた算定政令第四条の四第一項第一号ロ(3)の一般被保険者の数
第四条の四第一項第三号ロ(1)の被保険者の数	附則第四条第一項の規定により読み替えられた算定政令第四条の四第一項第三号ロ(1)の被保険者の数
第四条の四第一項第三号ロ(2)の被保険者の数	附則第四条第一項の規定により読み替えられた算定政令第四条の四第一項第三号ロ(2)の被保険者の数
第四条の四第一項第三号ロ(3)の被保険者の数	附則第四条第一項の規定により読み替えられた算定政令第四条の四第一項第三号ロ(3)の被保険者の数
（略）	（略）

（病床転換支援金等を納付する組合の事務費負担金及び療養給付費等補助金の特例）

第四条　平成三十六年三月三十一日までの間、第二条、第七条、第七条の四から第七条の九まで、第十三条及び第十四条の規定を適用する場合においては、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

（表略）

（病床転換支援金等を納付する都道府県に係る算定政令第二条第五項及び第六項の厚生労働省令で定める算定方法の特例）

第四条の二　平成三十六年三月三十一日までの間、都道府県（退職被保険者等所属都道府県を除く。）について、第六条の二を適用する場合においては、同条第一号ロ(2)中「後期高齢者支援金」とあるのは「後期高齢者支援金及び高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金」とする。

２　平成三十六年三月三十一日までの間、退職被保険者等所属都道府県について、附則第三条の規定により読み替えられた第六条の二を適用する場合においては、同条第一号ロ(2)中「後期高齢者支援金」とあるのは「後期高齢者支援金及び高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金」とする。